

伊丹市教育長交際費閲覧実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、開かれた市政の推進を図り、その透明性を高めるため、教育長の交際費に関する公文書の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧対象)

第2条 閲覧の対象は、教育委員会事務局教育総務部教育政策課(以下「教育政策課」という。)の所管する教育長交際費に関する「支出明細」および四半期毎の集計表(以下「支出明細書等」という。)とする。

(公文書の閲覧)

第3条 何人も、教育長に対し、支出明細(交際費の執行に係る区分・支出年月日・金額・使途(支出内容)・相手方氏名)等の閲覧を請求することができる。ただし、病気見舞の相手方氏名等通常他人に知られたくない個人に関する情報で、特定の個人が識別され、または識別され得るものはこの限りではない。

- 2 支出明細書等の閲覧は、四半期単位で月別に整理したものを、その四半期最終月の翌月の末日から閲覧することができる。
- 3 支出明細書等の閲覧は、教育政策課で、執務時間中にしなければならない。
- 4 支出明細等の閲覧は、前項の場所以外に持ち出すことができない。
- 5 支出明細書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損、または加筆等の行為をしてはならない。
- 6 前3項の規定に違反するものに対しては、その閲覧を中止させ、または閲覧を禁止することができる。

(閲覧手続)

第4条 支出明細書等の閲覧をしようとするものは、教育長交際費支出明細等閲覧票(別記様式)に必要事項を記入のうえ、閲覧するものとする。

- 2 閲覧に係る手数料は、無料とする。

(閲覧期間)

第5条 支出明細書等を閲覧することができる期間は、第3条第2項の閲覧開始の日から5年間とする。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。